

総務委員会議案説明資料

令和元年 12月4日

| 件名 | | 頁 |
|-----------|---|---|
| 1 第134号議案 | 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |

(教育委員会)

第 1 3 4 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 4 日

| | |
|-------|---|
| 件 名 | 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 所管部課名 | 子ども家庭部 子ども政策課 |
| 内 容 | <p>令和元年特別区人事委員会勧告の主旨に沿った職員の給与改定実施に伴う条例の改正を行う。</p> <p>本年は、職員給与が民間給与を上回っており、公民較差(△0.58%、△2,235円)を解消するため、月例給与の引下げ改定を行う。</p> <p><令和元年特別区人事委員会勧告内容></p> <p>1 給料表(第6条関係)の改定</p> <p>(1) 全ての級及び号給について、給料月額を引下げ(初任給は据置き)</p> <p>(2) 上位職への昇任を促す観点から、全ての級において、一部号給の引下げを弱める。</p> <p>2 期末手当・勤勉手当(第27条・第30条)</p> <p>(1) 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引上げ(現行4.5月→4.65月)</p> <p>(2) 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り</p> <p>3 施行年月日</p> <p>上記1については、令和2年1月1日から施行する。</p> <p>上記2については、令和元年12月1日に遡及して適用する。</p> <p>4 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p> |
| 今後の方針 | 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正を行う。 |

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

別紙

| 改正前 | 第1条による改正後（公布の日施行） |
|--|--|
| <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の95</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の45</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～7 (省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p> | <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の110</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7 (省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p> |

| 第1条による改正後 | 第2条による改正後（令和2年4月1日施行） |
|---|---|
| <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の110</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7 (省略)</p> | <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～7 (省略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(1) 第1条中第30条第2項及び第3項の改正規定並びに次項及び付則第5項の規定 公布の日</p> <p style="text-align: center;">(2) 第2条の規定 令和2年4月1日</p> <p>2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。</p> |

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、足立区教育委員会は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和2年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。